

兵庫県姫路市基本計画（第2期）

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

(1) 促進区域

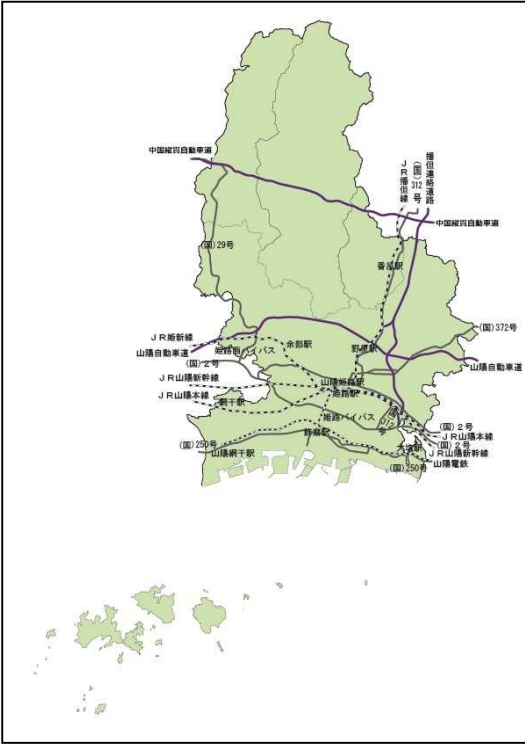
設定する区域は、令和5年8月1日現在における兵庫県姫路市の行政区域とし、概ねの面積は53,435ha程度である。

本区域には下表のとおり環境保全上重要な地域を含むため、「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において、環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

(環境保全上重要な地域)

地域名	有無
自然環境保全法（昭和47年法律第85号）に規定する原生自然環境保全地域	—
〃自然環境保全地域	—
〃都道府県自然環境保全地域	○
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に規定する生息地等保護区	—
自然公園法（昭和32年法律第161号）に規定する国立公園区域	○
〃国定公園区域	—
〃都道府県立自然公園	—
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に規定する鳥獣保護区	○
環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落	○
生物多様性の観点から重要度の高い湿地	○
自然再生推進法（平成14年法律第148号）に基づく自然再生事業の実施地域	—
シギ・チドリ類湿地渡来湿地	—
国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域等	○

(促進区域図)



（２）地域の特色（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

【地理的条件】

姫路市は、兵庫県の南西部、播磨平野のほぼ中央に位置しており、市域は東西約 36km、南北約 56km である。西は太子町、たつの市、東は高砂市、加西市、加古川市、北は宍粟市、福崎町、市川町、神河町、南は瀬戸内海に面している。神戸市へは約 50 km、大阪市へは約 90 km、岡山市へは約 70 km に位置している。

北部は、豊かな森林丘陵地や田園地が広がるとともに、標高 700～900m 級の山々が連なっている。中南部は、西日本旅客鉄道姫路駅を中心に市街地が広がっており、山並みから離れた丘陵部が市街地内に点在している。また、西に揖保川、中央に夢前川、東に市川の三つの河川が南北に流れており、瀬戸内海には大小 40 余りの島が点在し、群島を形成している。

【インフラの整備状況】

①道路

自動車専用道路は、当地域内を東西に国道 2 号バイパス（姫路バイパス）、山陽自動車道、中国自動車道が、南北には国道 29 号バイパス（姫路西バイパス、姫路北バイパス）、播但連絡道路が格子状に通り、市内幹線道路との連結を図っている。

幹線道路としては、当地域を東西に貫く形で国道 2 号、国道 250 号が、南北基軸として国道 29 号、国道 312 号、国道 372 号が通り、京阪神と山陽・山陰地方を結ぶ交通の要衝となっている。

②鉄道

鉄道網は、当地域を東西に貫く形で西日本旅客鉄道山陽新幹線、西日本旅客鉄道山陽本線が走っており、西の岡山、広島、福岡、東の神戸、大阪、名古屋、東京と結んでいる。西日本旅客鉄道山陽・東海道新幹線により姫路駅から東京駅は約 3 時間という距離である。

北東方面の福崎町、但馬地域へは西日本旅客鉄道播但線で、北西方面のたつの市、佐用町へは西日本旅客鉄道姫新線で、また、鳥取方面とも西日本旅客鉄道山陽本線、智頭急行智頭線を経由して結ばれている。さらに臨海部に沿って、東西に走る山陽電気鉄道は、山陽姫路駅から阪神電気鉄道との相互直通運転により神戸、大阪まで、また、本市南西部の網干地域から飾磨駅までを網干線で結んでいる。

③港湾

国際拠点港湾である姫路港は、当地域の臨海部に位置し、東西約 18 km、面積約 7,700ha の港湾区域に水深 14m の大水深岸壁をはじめ、水深 12m 岸壁、水深 10m の耐震強化岸壁、多目的クレーン等を有し、播磨地域の中心的な物流拠点として、鉄鋼、LNG、石炭、化学製品等の輸送に利用されている。

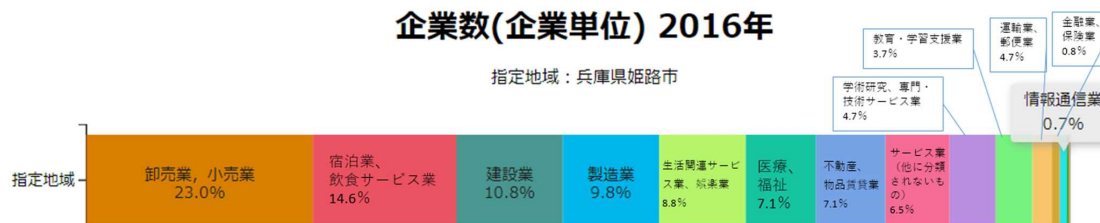
【産業構造】

姫路市の産業は、これまで基礎素材型産業と加工組立型産業を中心に発展し、古くから受け継がれてきた皮革、鎖、ボルト・ナットなどの地場産業とともに、製造業、いわゆる「ものづくり」の厚い集積があるという特性を備えている。

RESAS の統計によると、企業数（平成 28 年）の産業別構成では卸売・小売業が全体の 23%、次いで宿泊業・飲食サービス業 14.6%、建設業 10.8%、製造業 9.8% の順となっているが、付加価値額（平成 28 年）の構成比では、製造業が 28% で最大となっている。また、令和 2 年度兵庫県市町民経済計算によると、市内総生産（名目）の産業別構成では製造業が 25% と、卸売・小売業の 10% を上回って全業種で最大となっており、製造業の付加価値や生産性における質の高さが、地域内の卸売・小売業等の他の産業にも高い経済

的効果をもたらしていることがうかがえる。

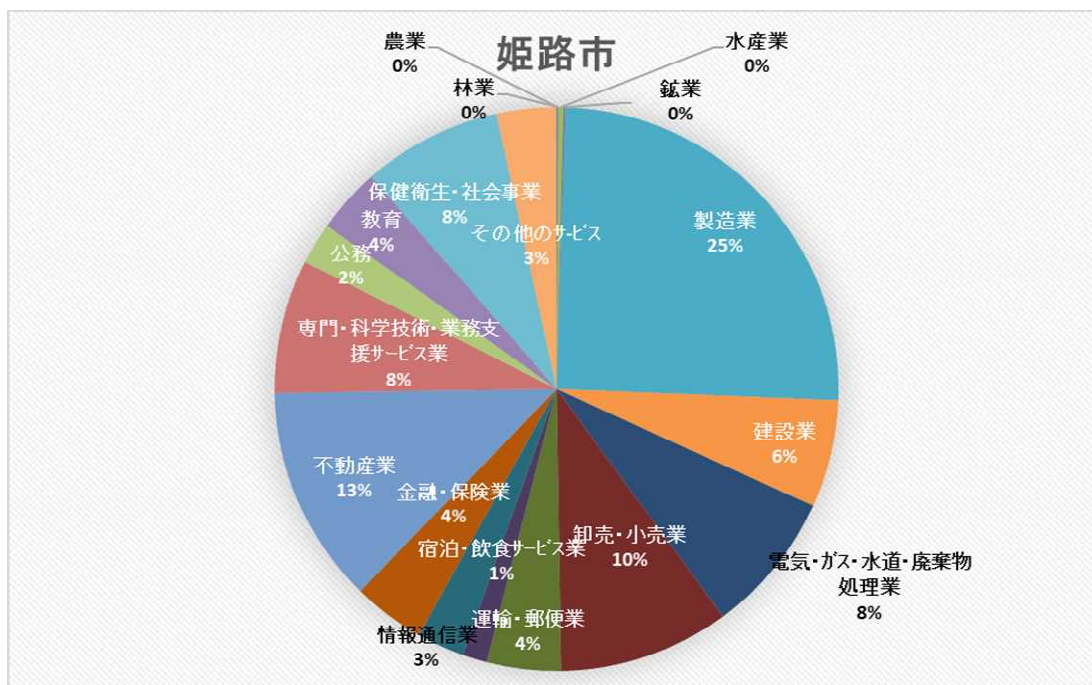
【企業数（平成 28 年）の産業別構成】



【付加価値額（平成 28 年）の構成比】



【市内総生産（名目）の産業別構成】



姫路市の製造業は、鉄鋼、化学などの大企業とそれらを支える技術力のある中小企業が集積し、臨海部では全国有数の工業地帯を形成している。また、金属製品製造業、食料品製造業、生産用機械器具製造業、なめし革・同製品・毛皮製造業などの事業所数が多く、生活関連型、基礎素材型、加工組立型と比較的バランスの取れた構成になっている。

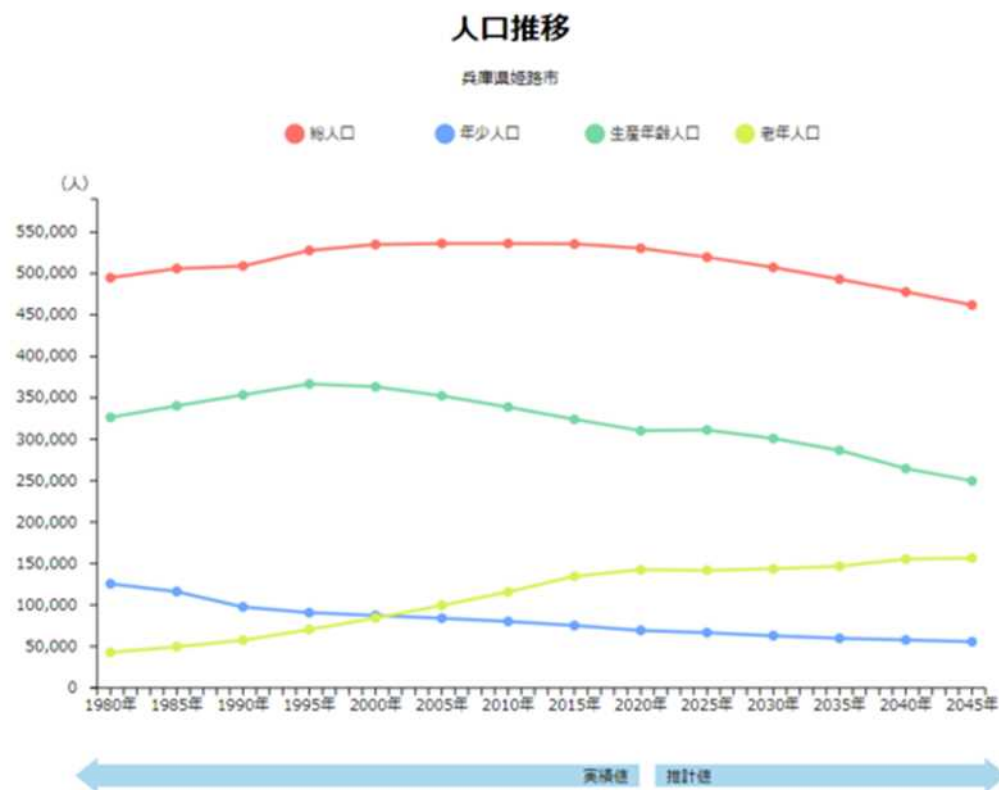
製造業以外では、姫路城をはじめとする観光施設が存在することから、観光も主要産業の一つとなっている。観光施設への訪問だけでなく、瀬戸内海の海の幸や特産品等の多彩

な食材、各種イベント、地域の祭事を目当てに、毎年多数の観光客が国内外から訪れている。

一方で、平成 18 年の市町合併で多様な自然資源を多く有することになった。農業分野では、耕地面積が市域の北部を中心に 4,440ha（令和 4 年作物統計調査）にまで広がり、北部及び東部では水稻や小麦、大豆、西部では、水稻や小麦、大豆、たけのこ、南部では、ほうれんそうや葉ねぎなどの葉物野菜、トマトなどの作付けが行われている。水産業分野では、家島諸島をはじめとする瀬戸内海沿岸で、県内トップクラスの 10,589t の漁獲量（平成 30 年度海面漁業生産統計調査）を誇り、カタクチイワシやシラス、イカナゴなどをはじめ多様な魚種が水揚げされている。また、「姫路和牛」、「ぼうぜ鯖」、「華姫さわら」などブランド化に力を入れている農林水産物も多く、魅力あふれる地域資源が豊富に存在している。

【人口分布の状況】

姫路市の人口は、令和 5 年 8 月 1 日現在 522,492 人（姫路市推計人口）である。平成 18 年の市町合併までは微増を続けていたが、市町合併後は横ばいで推移し、平成 25 年以降は緩やかな減少傾向を示している。一方で、世帯数は増加傾向にあることから、少子高齢化、核家族化、非婚化が進んでいると想定される。



2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

本区域は、全産業における従業者数の約 20%（RESAS（平成 28 年））、付加価値額の約 28%（RESAS（同））、市内総生産の約 25%（兵庫県市町民経済計算（令和 2 年度））を製造業が占めており、製造業を中心とした経済構造をなしている。さらに、製造業全体の約 98%（工業統計調査結果（令和 2 年度））が従業者数 300 人未満の事業所となっており、域外市場産業を中心に活動する大企業の存在に加え、域内需要を生み出す中小企業の厚い

集積が姫路市の製造業の進展に大きく寄与していると言える。

これらの企業が、医療やGX、DXなど成長性が高い新分野の開拓や新製品・新技術の開発に挑戦し続けることにより、「ものづくり都市」としてその名が知られる産業都市を目指し、ひいては、域外との取引で獲得した需要が、域内市場産業である商業・サービス業などにも高い経済的効果をもたらす持続可能な地域経済を目指す。

さらに、ものづくりの分野だけでなく、多様な観光資源や、豊かな自然のもとで生まれた魅力ある農林水産物などの地域資源は、本区域の優位性を表すものであり、これらを活用した産業、あるいはこれらを結び付けた産業に取り組む企業・人材の集積を図り、都市ブランド力の強化、地域経済の成長と発展を目指す。

以上のように、成長性の高い新事業への参入を後押しするとともに、生産性改革を進め、質の高い雇用の創出を行う。

(2) 経済的効果の目標

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業 による付加価値創出額	7億8,700万円	17億6,200万円	+124%

(算定根拠)

<現状>

- 旧計画の実績から推計し、1件あたり平均6,932万円の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を8件創出し、これらの地域経済牽引事業が本促進地域で1.42倍の波及効果を与え、本促進区域で7億8,700万円の付加価値額を創出した。

<計画終了後>

- 1件あたりの平均5,903万円の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を13件創出し、これらの地域経済牽引事業が本促進地域で1.27倍の波及効果を与え、本促進区域で9億7,500万円の付加価値を創出することを目指す。
- また、KPIとして地域経済牽引事業の平均付加価値額、地域経済牽引事業の新規承認事業件数を設定する。

【任意記載のKPI】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業 の新規承認事業件数	8件	21件	+163%

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本基本計画において、地域経済牽引事業とは以下の(1)～(3)の要件をすべて満たす事業をいう。

(1) 地域の特性の活用

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。

(2) 高い付加価値の創出

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が5,284万円(兵庫県の1事業所あたり平均付加価値額(経済センサスー活動調査(令和3年))を上回ること。

(3) 地域の事業者に対する相当の経済的効果

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により本促進区域内において以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ①本促進区域に所在する事業者の売上が開始年度比で1%以上増加すること
- ②本促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で2%以上増加すること

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

(1) 重点促進区域 別添地図1のとおり

姫路市別所町北宿 字西ノ元（にしのもと）、字坊ノ池ノ下（ぼうのいけのした）、
字垣内（かいち）、字寺ノ下（てらのした）、字小性寺（こしょうじ）
（概況及び公共施設等の整備状況）

概ねの面積は15haであり、市街化調整区域を含んだ区域である。

区域内の農地は約11haあり、北側山林や南側の一部宅地を除く重点促進区域の大部分を占めている。また、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）上の農業振興地域外であるが、農地法（昭和27年法律第229号）上の第1種農地である。なお、本区域内に環境保全上重要な地域や遊休地は存在しない。

本区域は、本市中心部から東へ約6.5kmに位置する東の玄関口であり、近接する準工業地域及び約1kmの距離にある工業地域には、製造業の工場や倉庫が多数立地しており、産業集積地になっている。また、国道2号まで300m、姫路バイパス別所ランプまで約1kmの距離にあるほか、播但連絡道路の大塩別所ICまで約1.6kmと幹線道路へのアクセスがよい交通の結節点でもある。さらに、西日本旅客鉄道山陽本線ひめじ別所駅まで約500mであり、通勤等に公共交通機関の活用が容易であるほか、同駅は西日本旅客鉄道貨物の姫路貨物駅も兼ねており、大規模なコンテナ輸送が可能な一大物流拠点でもある。

本区域には若干の住居があるものの、当該区域への企業誘致については、地元の理解も得られていることから、本区域で地域経済牽引事業を重点的に行うことが適当であり、重点促進区域に設定することとする。

本区域には市街化調整区域及び第1種農地が含まれるため、「9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項」において、土地利用の調整方針を記載する。

（関連計画における記載等）

西播磨地域都市計画区域マスタープラン（令和3年3月兵庫県策定）は、市街化調整区域の土地利用の方針として、「（前略）産業拠点や交流拠点の形成により活性化を図る必要がある地域（中略）などにおいて、地区計画制度等の活用により、地域主導によるまちづくりを促進する。特に、インターチェンジ周辺及び幹線道路沿道の地域における産業用地需要などへの対応については、上位関連計画との整合を勘案し、開発整備の必要性について慎重に判断の上、農林漁業との適切な調整を図り、地区計画等を用いて計画的な開発を誘導する。」としている。

姫路市都市計画マスタープラン（平成27年3月姫路市策定）には、土地利用の基本的な考え方として、「市街化調整区域では、地域の活力の維持が必要な区域も認められることから、農地や自然環境という地域の資源や既存の都市施設を生かした土地利用を図り、地域の実情に応じたまちづくりを実現するため、地区計画制度等の活用により秩序ある土地利用を誘導します。」としている。また、市街化調整区域において、地域の特性にふさわしい環境の保全・形成を図るために土地利用を誘導、整序する区域として、「インタ

「インターチェンジ・ランプ周辺」を位置づけ、その活用目的を「インターチェンジ及びランプ周辺において、無秩序な土地利用を整序、抑制し、インターチェンジ及びランプ周辺の特性を生かした流通業務施設や工業施設等の立地を適正に誘導するもの。」としている。

(2) 区域設定の理由

市内には、「広畑臨海産業団地」「豊富団地」「夢前工業団地」があるが、すべて分譲済みであり、現在も進出企業が操業している。また、工業専用地域、工業地域、準工業地域には、大規模な工場用地として開発が行える遊休地等の適地は存在しない。令和3年度に都市計画区域外も含む市内の工場適地調査を行っているが、大規模開発が可能な一団の平地となっている適地はない。

本区域内には第1種農地を含んでいるが、耕作者数が減少したことにより、その大部分が耕作されていない遊休農地となっており、将来的な遊休農地の活用は見込めない状況である。

以上より、本区域は①姫路市都市計画マスタープランにおいて、市街化調整区域の中でも土地利用を誘導、整序する区域として位置づけられた「インターチェンジ・ランプ周辺」に位置していること、②道路網や鉄道網など産業向けインフラが充実していること、③遊休農地を活用した一団の広大な用地確保が可能であること、④雇用創出につながるなどから、重点促進区域に設定することで、市内全域の活力あるまちづくりにつながる好循環をもたらすことが見込まれる。

(3) 重点促進区域に存する市町村が指定しようとする工場立地特例対象区域

なし

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

- ①姫路市の鉄鋼業、業務用機械器具製造業、電気機械器具製造業、化学工業等の集積を活用した成長ものづくり分野
- ②姫路市の金属製品製造業、食料品製造業、なめし革毛皮製造業等の集積を活用した成長ものづくり分野
- ③姫路市の世界文化遺産・国宝姫路城などの観光資源を活用した観光交流分野
- ④姫路市の小麦、大豆、たけのこ、イカナゴなどの特産物を活用した農林水産分野

(2) 選定の理由

①姫路市の鉄鋼業、業務用機械器具製造業、電気機械器具製造業、化学工業等の集積を活用した成長ものづくり分野

本区域の製造品等出荷額が約2兆3,339億円（RESAS（令和元年））と、全国17位に位置していることから分かるように、全国的に見ても製造業が盛んな地域である。製造品等出荷額（RESAS（同））の分類別割合を見ると、鉄鋼業が25%、電気機械器具製造業が22%、化学工業が15%と上位を占めている。また、製造業における付加価値額（RESAS（同））の構成割合を見ても、鉄鋼業が17%、化学工業13%、業務用機械器具製造業が11%、電気機械器具製造業が10%となっている。

これらの数値の一因としては、日本製鉄株式会社、株式会社ダイセル、三菱電機株式会社、グローリー株式会社など世界でも名が知られる大企業の事業所が立地していることが挙げられる。また、本区域には、これらの大企業を下支えしている金属加工や機械加工、めっき加工などの中小企業に加え、食料品製造業や印刷関連など様々な業種で活躍する中小企業が集積しており、多様な製造業の集積が本区域の特性といえる。

本区域の近隣にある播磨科学公園都市には、SPRING-8 など世界最高水準の放射光施設が、神戸市のポートアイランドには、スーパーコンピュータ「富岳」や FOCUS スパコンがあり、これらを医療や新素材開発など今後成長が期待される分野に活用する市内企業も存在している。また、兵庫県立大学では、姫路工学キャンパス内に、次世代産業にも活用できる金属新素材の研究・開発を行う拠点として金属新素材研究センターを設置しているほか、県立はりま姫路総合医療センター内に、先端医療工学研究所を設置し、産学連携による成長ものづくり分野での研究開発が進められている。姫路市でも、令和3年3月に策定した「姫路市経済振興ビジョン」において、日本を代表するものづくり都市として、競争力のある企業が新しい技術や市場のニーズを取り入れ、商品やサービスを生み出すことで活発に活動し、そこで活躍する多様な人材が世界に誇れる価値を生み、その富が地域に還元される産業構造の確立を図るとしている。

以上のように、地域の特性である鉄鋼業、業務用機械器具製造業、電気機械器具製造業、化学工業等の集積を活用し、成長ものづくり分野での稼ぐ力を向上させていく。

②姫路市の金属製品製造業、食料品製造業、なめし革毛皮製造業等の集積を活用した成長ものづくり分野

本区域には、金属製品製造業、食料品製造業、なめし革毛皮製造業の企業、事業所が多く集積している。製造業における企業数の割合（RESAS（平成28年））を見ると、金属製品製造業が15%、食料品製造業が12%、なめし革・同製品・毛皮製造業が8%を占めている。また、事業所数の割合（RESAS（同））を見ても、金属製品製造業が1位（15%）、食料品製造業が2位（11%）、なめし革・同製品・毛皮製造業が4位（7%）となっている。

これらの業種には、鎖、ボルト・ナット、ゴルフクラブ、乾麺、菓子、にかわ・ゼラチン、皮革などの本区域で古くから盛んである地場産業も含まれている。

本区域の皮革産業の歴史は古く、江戸時代中期に、全国的な商品経済の発達と姫路藩の重商政策のもとに大きく発展したと言われている。本区域の皮革産業は、現在でもなめし革・同製品・毛皮製造業の製造品等出荷額が約106億円（RESAS（令和元年））、付加価値額も約74億円（RESAS（同））であり、国際的な展示会等への出展などを通して国内外に名が知られている。

他にも「手延そうめん「揖保乃糸」」のように全国的にも有名なものや、にかわのようにトップシェアを誇る地場産品が存在するとともに、医薬用、健康食品用のゼラチン、コラーゲンペプチド等を製造する企業や、日本酒製造で培った発酵技術を応用し、食品用天然色素を開発している企業など、医療・健康といった成長性の高い分野に進出する企業もある。

また、地場産品は、販売を通して本区域特有の製造文化を発信するとともに、イベントでの皮革を使ったものづくり体験や酒蔵見学など、本区域を訪問する観光客にとって魅力的な観光資源にもなっており、観光の分野においても一翼を担う企業も存在している。

このように、金属製品製造業、食料品製造業、なめし革毛皮製造業等に関わる企業の集積が本区域の特色であり、地場産業を含めたこれらの業種の発展は、地域経済を活性化させる要素の一つとなりうる。

「姫路市経済振興ビジョン」においても、地場産業のブランド力の向上を一つの施策に掲げ、多彩な地場産品の産地・商品のブランド化・高付加価値化を進めるとともに、販路拡大や情報発信等による認知度向上により、地場産業や地場産業に携わる人材の育成・強化を図ることとしており、イベントによるPR事業や、各種団体が行う事業への補助などを行うこととしている。

以上のように、地域の特性である金属製品製造業、食料品製造業、なめし革毛皮製造業

等の集積を活用し、成長ものづくり分野での地域経済の牽引を目指す。

③姫路市の世界文化遺産・国宝姫路城などの観光資源を活用した観光交流分野

本区域には、国内外の観光客を魅了する観光施設が存在する。本区域における総入込客数は、世界文化遺産・国宝姫路城が平成の大修理を終え、グランドオープンした翌年度の平成 27 年度には 1,000 万人を突破した。(令和 4 年度姫路市入込客数・観光動向調査)。その後、新型コロナウイルス感染症の影響により約 325 万人にまで落ちこんだが、令和 4 年度には、約 695 万人まで回復している(同調査)。姫路城の文化的価値は国内外で広く認知されてきており、外国人観光客数も含め、さらなる回復が見込まれる。姫路城周辺には、姫路城西御屋敷跡庭園好古園や動物園、美術館、兵庫県立歴史博物館などのほか、城下町の面影を感じる街並みもあり、散策する観光客を楽しませている。他にも、書寫山圓教寺はドラマや映画の撮影が頻繁に行われていることから、ロケ地巡りを楽しむ観光客の姿も見られる。

また、これらの歴史遺産や文化施設以外にも、北部地域における農業体験や、灘のけんか祭りをはじめとする地域の祭事、家島諸島での海水浴や釣り、漁業体験などのアクティビティーも観光客にとって魅力的な要素となっている。これらを含め多種多様な観光資源の存在が本区域の特色といえる。

観光はさまざまな業種に関連する裾野の広い総合産業であり、その振興によって都市の賑わいや活力の創出など地域社会の活性化に大きく貢献すると考えられる。本区域での存在感が大きい姫路城とその周辺の観光だけでなく、新たな要素を取り入れることが地域経済の成長・発展につながる。令和 4 年 3 月に策定した「姫路市観光戦略プラン」においても、観光コンテンツの磨き上げによる魅力向上のほか、令和 3 年にオープンした姫路市文化コンベンションセンター「アクリエひめじ」を活用した MICE 誘致、デジタル技術を活用したマーケティング、シティプロモーション等の推進、受け入れ環境の整備、観光関連産業の成長や観光を生かした地域づくりなどにより、地域経済に貢献することとしている。

今後、「(仮称)道の駅姫路」の開設を予定しているほか、手柄山中央公園の整備による大規模スポーツ大会の開催も見込まれることから、交流人口の拡大による経済循環を高め、地域経済の活性化につなげていく。

以上のように、地域の特性である多様な観光資源を磨き上げ、活用することにより、地域の魅力を高め、交流人口を増加させることで地域経済の活性化につなげていく。

④姫路市の小麦、大豆、たけのこ、イカナゴなどの特産物を活用した農林水産分野

本区域は、南北に約 56 km の広がりを持ち、広大な播磨平野を中心に、北部は中国山地、南部は瀬戸内海に面する。自然豊かな地域であり、これらを生かした農林水産業が展開している。

北部・西部・東部では、水稻や小麦、大豆などの作付けが行われているほか、たけのこやゆずなどが生産されている。作物統計調査の令和 4 年産作況調査によると、水稻で 9,510t、小麦で 916t、大豆で 167t の収穫量がある。他にも、中南部では、ほうれんそう等の葉物野菜、トマト、れんこん等が生産されている。また、山間地域では、木材の生産のほか、採卵鶏や肉用牛、乳用牛の飼育が行われており、採卵鶏の羽数は 811,540 羽(令和 4 年 7 月現在 姫路市農政総務課調べ)と県内でも有数の規模となっている。

一方、南部では瀬戸内海の恵みを活かした漁業が盛んである。平成 30 年度の海面漁業生産統計調査によると、本区域の漁獲量は 10,589t で県内トップクラスであり、魚種別でも、イワシ類 5,540t、アジ類 1,743t、イカナゴ 670t でいずれも県内トップクラスとなっている。また、漁獲される良質なサバ、サワラ、ハモ、ガザミなど、地元水産物のブラン

ド化にも力を入れている。

このように、恵まれた自然環境のもと、魅力ある特産物が豊富に存在していることが本区域の特色といえる。

平成 31 年 3 月に策定された「姫路市農林水産振興ビジョン」では、「姫路市の多様な地域資源を活かした安全・安心で元気な農林水産業の実現」を基本理念としており、農林水産業による活力ある農山漁村づくりが、地域経済の発展にもつながるとしている。姫路市では当該ビジョンに基づき、多様な担い手の育成や姫路の農水産物の PR による消費拡大、「農林漁業まつり」などのイベント開催による生産者と消費者との交流などにも取り組んでいる。

また、農林水産物のブランド化については、本区域でも網干メロンや姫路ネギなど姫路で生産された農産物ブランド「姫そだち」のほか、「姫路和牛」、「ぼうぜ鯖」、「華姫さわら」といった地域ブランド品が既に存在するが、このような地域ブランドによる農林漁業の活性化と地域の活性化を表裏一体として推進していくことが重要である。併せて、遊休地等を活用した農業法人や企業による 6 次産業化事業を支援し、農林水産物の高付加価値化を進めることで、雇用機会の創出、地域経済が自立して循環できるような仕組みづくりに取り組む。

今後、本区域における農山漁村が持つ優れた潜在能力を余すことなく発揮しながら、農林水産業振興と地域振興とを両輪として、市民がその成果を身近で実感できるように、農林水産業の成長産業化に向けた取組を強力に推進していく。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

地域の特性を生かして、各種分野における地域経済牽引事業を促進していくためには、地域の事業者のニーズをしっかりと把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。事業者ニーズを踏まえた各種事業環境整備にあたっては、国の支援策も活用し、積極的な対応で事業コストの低減や本地域にしかない強みを創出する。

(2) 制度の整備に関する事項

①工場立地促進制度

本区域における工場立地を促進するため、工場の新設、増設、更新、移設を行う企業の投資を支援することで、本市産業構造の多様化及び高度化の推進並びに雇用機会の拡大を図る。また、事業者による GX の促進を図る。

②ものづくり開発奨励事業

本区域内の中小企業者が開発した新製品・新技術のうち、特に優れたものと認められるものに対して、その開発に要した経費の一部を支援することで、本区域の産業の振興を図る。

③ものづくり販路拡大支援事業

国内外で開催される見本市や展示会等への出展を支援することで、本区域内の中小企業者の優れた製品・技術等の市場開拓や新製品等の販路拡大を推進する。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

地域の活性化に寄与することを目的とし、公共データを国民や企業などが利活用しやすいよう、二次利用可能なルールの下、機械判読に適した形で無償公開するとともに、インターネットを通じて、公共施設情報や都市計画、文化財、市道、防災ハザードマップなどの地図情報を提供する。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

姫路市観光経済局商工労働部企業立地課内に、事業者の抱える課題解決のための相談窓口を設置し、事業環境整備の相談を受けた場合、市関係部署等との内部調整を行う。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

①人材確保に向けた支援

ア 事業所におけるワークライフマネジメントの普及啓発を図るため、事業者等を対象としたワークショップを開催するほか、女性の育成・登用や職場環境の改善等、女性の活躍に積極的に取り組む企業の表彰などを行う。

イ インターンシップ等マッチングイベント、女性就労支援事業や地元高校生向けフィールドスタディー（会社見学・職場体験）の実施、県外理系大学生向けの企業見学バスツアー、高校の就職担当者への企業説明会、県外大学合同企業説明会の開催のほか、地域密着型就職支援サイト「JOB 播磨」での優良企業紹介や姫路市ホームページでの国の認定制度の情報提供等により、人材の確保、定着支援を図る。

②産業用地の確保に向けた支援

ア 工場用地ライブラリー制度により、工場用地を探す企業と未利用地を有効活用したい所有者とのマッチングを図る。

③GX の促進支援

ア 姫路市と姫路商工会議所が共同で設置している「姫路ものづくり支援センター」において、事業者からの GX の促進も含む各種相談にワンストップで対応する。

イ 工場や事業所への太陽光発電設備の設置や、省エネルギー性能の高い機器及び設備への更新、温室効果ガス排出量可視化ツールの導入、次世代自動車の導入を支援することにより、事業者による GX の促進を図る。

ウ 成長が期待される次世代産業など、新産業の創出を図るとともに、事業者の産業競争力を高めるため、半導体、水素、電池関連製品等の実用化に向けた調査、研究、開発又は実証の取組を支援する。また、放射光施設 SPring-8 やスーパーコンピュータ「富岳」など、県内の科学技術基盤を活用した研究開発を支援することで事業者の革新的な製品・技術開発、新事業展開を促進し、産業の高度化及び活性化を図る。

④DX の促進支援

ア 姫路市と姫路商工会議所が共同で設置している「姫路ものづくり支援センター」に IT コーディネーターを配置し、事業者から相談に対応する。

イ 高度な IT を活用し、社会課題の解決を図り、今後成長が見込める事業を行う事業者を支援する。

(6) 実施スケジュール

取組事項	令和 6 年度	令和 7 ～ 9 年度	令和 10 年度 (最終年度)
【制度の整備】			
①工場立地促進制度	実施	実施	実施
②ものづくり開発奨励事業	実施	実施	実施
③ものづくり販路拡大支援事業	実施	実施	実施
【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】			
オープンデータの活用	実施	実施	実施
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】			
相談窓口での対応	実施	実施	実施

【その他】			
①人材確保に向けた支援	実施	実施	実施
②産業用地の確保に向けた支援	実施	実施	実施
③GX の促進支援	実施	実施	実施
④DX の促進支援	実施	実施	実施

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域一体となった地域経済牽引事業の促進にあたっては、姫路商工会議所や兵庫県立大学、兵庫県立ものづくり大学校、株式会社日本政策金融公庫といった地域に存在する支援機関がそれぞれの能力を十分に連携して支援の効果を最大限発揮する必要がある。そのため、姫路市ではこれらの支援機関による連携支援計画の作成が行われることを目標として、関係支援機関の理解醸成に努める。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

①姫路商工会議所

姫路市内の企業や事業者約 7,500 社が業種や事業規模の大小に関わりなく会員となつて、商工業の振興や地域の発展のために活動を行っている総合経済団体である。

設立以来、地域貢献や経済の活性化、スポーツ振興など地域に根付いた活動を行っている。特に、ものづくりにおいては、姫路商工会議所、兵庫県立大学、姫路市の産官学連携協力協定に基づき、「姫路ものづくり支援センター」を姫路市と共同で設置し、製品開発などの技術面だけでなく、産学官連携を活用した共同研究による助成金申請といった資金面などの相談に、ワンストップで対応している。

また、平成 28 年 10 月から「姫路経済研究所」を設立し、地方創生及び地域経済活性化のために、産業構造の把握、諸産業の動向、企業経営に資する調査・研究等を行っている。

②兵庫県立大学

同大学は、平成 16 年に 3 大学を統合して開学し、それぞれの大学の伝統と実績を踏まえつつ、幅広い学問領域の融合のメリットを生かし、教育・研究の充実強化と地域や国際社会への貢献を目指している。

本区域には、姫路工学キャンパス、姫路環境人間キャンパスが存在するとともに、姫路駅前には、地域社会に開かれた大学としてその知的資産を地域社会に還元し、社会に貢献すること目的に「産学連携・研究推進機構」が設置され、同大学と産業界を結び、研究協力及び学術交流を積極的に推進している。

また、大型放射光施設 SPring-8 の敷地内では、兵庫県が設置した「ニュースバル放射光施設」の運営を、同大学高度産業科学技術研究所が行っており、大学や産業界からのより高度なニーズに対応した多様な共同研究プロジェクトを実施し、企業の研究支援、技術者育成、技術相談などを行っている。

③兵庫県立ものづくり大学校

ものづくり人材の育成・確保を図るための教育研修施設と、ものづくりの楽しさ、大切さを学び、ものづくりへの興味や関心を促すための体験施設の二つの機能を一体化した施設として設立されている。

住宅系及び機械系を中心とする幅広い分野を支える新たな人材を育成するため、資格取得・技能検定・技術向上のための在職者訓練、現場人材のためのものづくり基礎理論・

学科研修など、実践的なものづくりスキルの習得を目指したカリキュラムを実施している。

④株式会社日本政策金融公庫

国の中小企業・小規模事業者政策や農林漁業政策等に基づき、法律や予算で決められた範囲で金融機能を発揮している政策金融機関である。年間約 30 万件の事業資金融資を行っており、新たな事業を始める、あるいは災害や経営環境の変化に対応する事業者の資金需要に少額から応え、日本の中小企業・小規模事業者や農林漁業者等の資金調達において重大な使命を担っている。

また、同公庫の神戸支店及び姫路支店は、平成 27 年 1 月に姫路市と産業振興等にかかる連携協力に関する覚書を締結し、企業立地や企業進出支援に関すること及び創業支援、企業再生、ベンチャー企業支援、経営革新推進等、各種支援業務に関することなどに相互に協力し、地域経済の活性化の促進を図っている。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

新規開発を行う場合は周辺土地利用に鑑み、可能な限り自然環境に影響を与えないよう配慮し、環境関係法令の遵守や環境保全・環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行い、事業活動においては環境保全に配慮し、地域社会との調和を図っていくものとする。

特に大規模な地域経済牽引事業を行うこととなった場合には、事業活動等が住民の理解を得られるよう、必要に応じて、企業、行政が連携して住民説明会等を実施するなど、周辺住民の理解を求めていく。

さらに環境保全上重要な地域内での整備の実施に当たっては、多様な野生動植物の生息・生育に十分配慮することとし、希少な野生動植物種が確認された場合には、自然環境部局と十分調整を図りつつ、専門家の意見を聴くなどして、生息等への影響がないよう十分に配慮して行う。

また、廃棄物の減量・リサイクルの積極的な推進や自然エネルギーの利活用等の温暖化対策について、必要な情報を提供するとともに、廃棄物の不法投棄を許さない環境づくりのための広報啓発活動を推進し、地域における環境等に対する規範意識の向上を目指す。

(2) 安全な住民生活の保全

【安全な市民生活の確保】

兵庫県では、県民一人ひとりが、自らの安全の確保に対する意識を高めることはもとより、県民、地縁団体等、事業者がともに連携し地域の絆を一層強め、地域ぐるみで犯罪を防止するための活動その他安全で快適な暮らしを実現するため、平成 18 年 4 月に「地域安全まちづくり条例（平成 18 年兵庫県条例第 3 号）」を施行した。この条例の趣旨を踏まえ、企業立地を通じた地域の産業の集積によって、特殊詐欺を始めとした犯罪及び事故を防止し、又は地域の安全と平穏を維持するため、住民の理解を得ながら次の取組を推進する。

①防犯に配慮した環境の整備

道路、公園等の公共空間における犯罪を防止するため、防犯灯、防犯カメラ、街路灯等を設置する。道路、公園、事業所等における植栽やフェンス等の適切な配置により見通しを確保する。

②事業所における防犯設備等の整備

事業所内外に防犯カメラや防犯ベル等の緊急通報装置を設置するほか、防犯マニュアルの策定、防犯設備の点検整備を実施する。

特に、特殊詐欺の被害が多発している情勢に鑑み、金融機関やコンビニエンスストアのほか、管理施設内に ATM が設置されている事業所及び電子マネーを販売する事業所については、確実に防犯責任者を設置した上で、当該事業所における ATM 利用者や電子マネー購入者に対する声掛けを促進し、特殊詐欺被害の未然防止を図る。

③防犯責任者の設置

事業所ごとに防犯責任者を設置し、防犯マニュアルの整備、定期的な防犯訓練を実施する等防犯体制を整備する。

④警察への通報体制の整備

犯罪や交通事故等が発生した場合の通報体制を整備する。

⑤地域住民等との連携した防犯ボランティア活動の実施

青色回転灯等を整装備した自主防犯活動用自動車（いわゆる「青色防犯パトロールカー」）による防犯活動等、地域住民や関係機関と連携した防犯ボランティア活動へ参加・協力する。

⑥不法就労等の防止

事業者が外国人を雇用しようとする際には、旅券等により、当該外国人の就労資格の有無を確認するなど、事業者や関係自治体において必要な措置をとり、来日外国人が特殊詐欺等の実行犯のほか、口座売買等により犯罪に加担することがないように、必要な教育を実施する。

⑦特殊詐欺被害の未然防止

様々な事業活動を通じて、特殊詐欺の主な被害者層である高齢者やその家族等に対して、防犯情報を提供し、地域における被害防止への気運を醸成する。

また、コンビニエンスストアにおいて電子マネーを購入しようとする高齢者や、携帯電話で通話しながら ATM を操作している高齢者に対しては、地域ぐるみで声掛けを行うことで被害の未然防止がなされるように、特殊詐欺の手口や防犯対策に関する情報について、地域で共有を図る。

地域経済牽引事業にかかる施設整備の検討にあたっては、管轄警察署と協議を行い、街灯の設置などの防犯対策を図るとともに、歩行者の安全な通行のための歩道設置、信号機設置、駐車禁止対策等の安全対策を図る。

なお、地域経済牽引事業にかかる施設整備にあたっては、歩行者の安全確保のための出入り口の制限、路上駐車対策としての敷地内駐車設備の設置等、それらの履行を通じて住民生活の安全確保を図る。

今後とも、上記の事業を実施していくとともに、兵庫県警察本部、管轄警察署等と連携しながら、安全で安心して暮らすことができる社会の実現を図っていく。

【地域犯罪抑止力の向上】

姫路市では、地域における犯罪抑止力を高めていくため、子供の登下校時を見守るために連合自治会を中心に組織された「こども見守り隊」等の自主防犯組織と市内 3 警察署・学校等関係機関と連携を図りながら、犯罪の防止と発生時の被害の軽減や早期解決に向けて取り組んでいく。また、商業施設での電子広告による掲載等の媒体を活用した広報・啓発活動等により、更なる防犯活動の推進を図っていく。

（３）その他

毎年度の終了後、姫路市は、基本計画と承認地域経済牽引事業計画に関するレビューを実施し、効果検証及び当該事業の見直しの検討を行い、基本計画の変更等の必要な対応を行うこととする。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

(1) 総論

【農地及び市街化調整区域の範囲】

重点促進区域の区域内においては、次のとおり市街化調整区域及び第1種農地が存在するため、これらの地域において地域経済牽引事業を実施する場合は、土地利用調整計画を策定する必要がある。

＜農地＞

姫路市別所町北宿字西ノ元 13 番 4、16 番、18 番、20 番 1、34 番、35 番、38 番 2、41 番 2、42 番 1、42 番 2、43 番、46 番 2、47 番 1、48 番、49 番、50 番
姫路市別所町北宿字坊ノ池ノ下 119 番、120 番、121 番、122 番、123 番、124 番、125 番、126 番、127 番、128 番 1、128 番 2、129 番 1、129 番 2、130 番、131 番、132 番 1、132 番 2、132 番 3、133 番 1、133 番 2、134 番、135 番、136 番、137 番、138 番 1、138 番 2、138 番 3、139 番 1、139 番 2、140 番 1、140 番 2、141 番 1、141 番 2、142 番、143 番、144 番、145 番、146 番 1、146 番 2、147 番 1、147 番 2、148 番 1、148 番 2、149 番、150 番、151 番、152 番、153 番 1、153 番 2、154 番 1、154 番 2、155 番 1、155 番 2
姫路市別所町北宿字垣内 157 番、158 番、172 番、173 番、174 番、174 番 1、175 番、176 番、177 番、180 番、181 番、182 番、183 番、184 番、185 番、186 番 1、186 番 2、187 番、188 番、189 番、190 番 1、190 番 2、191 番 1、191 番 2、192 番 1、192 番 2、193 番 1、193 番 2
姫路市別所町北宿字寺ノ下 240 番、241 番、245 番、247 番
姫路市別所町北宿字小性寺 52 番、53 番、54 番、74 番 1、74 番 2、75 番 1、75 番 2、76 番 1、76 番 2、77 番 1、77 番 2

全 112 筆

＜市街化調整区域＞

上記＜農地＞及び姫路市別所町北宿字西ノ元 47 番 2

全 113 筆

【地区内における公共施設整備の状況】

本区域は、市道別所 88 号線（幅員 9m 以上）及び国道 2 号に接続している。姫路バイパス別所ランプまで約 1km、車で 3 分の距離にあり、播但連絡道路の大塩別所 IC まで約 5 分と十分なアクセス道路が整備されている。

また、西日本旅客鉄道山陽本線ひめじ別所駅まで約 500m であり、通勤等に活用できる公共交通機関もある。

電力については近隣の既存工場が活用しており大規模な整備の必要はない。また、上下水道は隣接道路まで敷設済みで、接続工事等（合併浄化槽の設置等を含む）は地域経済牽引事業を実施する事業者が行う。

【地区内の遊休地の状況等】

重点促進区域の区域内においては、遊休地等は存在しない。

【他計画との調和等】

本区域の姫路市別所町北宿字西ノ元 13 番 4 他 101 筆は市街化調整区域内である。

姫路市都市計画マスタープランには、土地利用の基本的な考え方として、「市街化調整区域では、地域の活力の維持が必要な区域も認められることから、農地や自然環境という地域の資源や既存の都市施設を生かした土地利用を図り、地域の実情に応じたまちづくりを実現するため、地区計画制度等の活用により秩序ある土地利用を誘導します。」と

している。また、市街化調整区域において、地域の特性にふさわしい環境の保全・形成を図るために土地利用を誘導、整序する区域として、「インターチェンジ・ランプ周辺」を位置づけ、その活用目的を「インターチェンジ及びランプ周辺において、無秩序な土地利用を整序、抑制し、インターチェンジ及びランプ周辺の特性を生かした流通業務施設や工業施設等の立地を適正に誘導するもの。」としている。

本区域は姫路バイパス別所ランプや播但連絡道路の大塩別所 IC にほど近く、近隣には工場や流通拠点が多く立地していることから、「姫路市の鉄鋼業、業務用機械器具製造業、電気機械器具製造業、化学工業等の集積を活用した成長ものづくり分野」に係る地域経済牽引事業を行うことは、地域経済の発展につながるとともに、これらの方針と調和したものである。

(2) 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

土地利用調整区域については、立地を想定していた事業者が立地を取りやめる、立地した事業者がその後すぐに撤退する等の事態が生じないように、具体的な立地ニーズや事業の見通しを踏まえて区域を設定する。やむを得ず土地利用調整区域に農地を含める場合においては、市が土地利用調整区域を設定する際に、下記の方針により土地利用調整を行うこととする。

①農用地区域外での開発を優先すること

本区域は農業振興地域外であり農用地区域が存在しないため、農用地区域内で開発を行うことは無い。

②周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること

本区域は第1種農地を含むが、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）に規定する地域計画の区域は含んでおらず、その大部分は耕作されていない遊休農地である。一部に耕作されている農地があるが、やむを得ずこうした集团的農地に土地利用調整区域を設定し、その中央部を開発する場合であっても、水路や進入路は従前の農地利用と同様の状態で活用できるようにすることで、農業機械のほ場間の移動に支障が生じるような事態を避けるなど、農地の効率的な利用に支障が生じないようにすることとする。

③面積規模が最小限であること

やむを得ず農地において「姫路市の鉄鋼業、業務用機械器具製造業、電気機械器具製造業、化学工業等の集積を活用した成長ものづくり分野」の用に供する施設を整備する場合は、個別の施設について計画する事業内容に基づき立地ニーズを確認し、事業を行ううえで必要最小限の面積をその用に供することとする。

④面的整備を実施した地域を含めないこと

本区域の農地は、ほ場整備事業を実施していない。

⑤農地中間管理機構関連の取組に支障が生じないようにすること

現在、本区域の全域で、農地中間管理機構関連事業等を含めた土地改良等を実施する対象農地はなく、農地中間管理機構関連事業を行う予定地として相当程度決定されている農地もない。今後対象農地となった場合においても、上記②③の考え方にに基づき、やむを得ない場合でなければ当該農地を土地利用調整区域に含めないこととする。

(3) 市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項

【設定する区域】別添地図2のとおり

姫路市別所町北宿 字西ノ元（にしのもと）、字坊ノ池ノ下（ぼうのいけのした）、
字垣内（かいち）、字寺ノ下（てらのした）、字小性寺（こしょうじ）

本区域（約 5 ha）は、市道別所 88 号線（幅員 9 m 以上）、及び区域の約 300m 南側を走る国道 2 号に接続している。また、姫路バイパス別所ランプまで約 1 km と近接している。

西播磨地域都市計画区域マスタープランは、市街化調整区域の土地利用の方針として、「（前略）産業拠点や交流拠点の形成により活性化を図る必要がある地域（中略）などにおいて、地区計画制度等の活用により、地域主導によるまちづくりを促進する。特に、インターチェンジ周辺及び幹線道路沿道の地域における産業用地需要などへの対応については、上位関連計画との整合を勘案し、開発整備の必要性について慎重に判断の上、農林漁業との適切な調整を図り、地区計画等を用いて計画的な開発を誘導する。」としている。

姫路市都市計画マスタープランには、土地利用の基本的な考え方として、「市街化調整区域では、地域の活力の維持が必要な区域も認められることから、農地や自然環境という地域の資源や既存の都市施設を生かした土地利用を図り、地域の実情に応じたまちづくりを実現するため、地区計画制度等の活用により秩序ある土地利用を誘導します。」としている。また、市街化調整区域において、地域の特性にふさわしい環境の保全・形成を図るために土地利用を誘導、整序する区域として、「インターチェンジ・ランプ周辺」を位置づけ、その活用目的を「インターチェンジ及びランプ周辺において、無秩序な土地利用を整序、抑制し、インターチェンジ及びランプ周辺の特性を生かした流通業務施設や工業施設等の立地を適正に誘導するもの。」としている。

なお、本区域は、災害危険区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域、浸水被害防止区域、浸水想定区域のうち一定の区域には該当していない。

【立地条件】

本区域は、市道別所 88 号線（幅員 9 m 以上）、及び区域の約 300m 南側を走る国道 2 号に接続している。また、姫路バイパス別所ランプまで約 1 km と近接しているほか、播但連絡道路の大塩別所 IC まで約 1.6 km と幹線道路へのアクセスがよい交通の結節点でもある。さらに、西日本旅客鉄道山陽本線ひめじ別所駅まで約 500m であり、通勤等に公共交通機関の活用が容易であるほか、同駅は、西日本旅客鉄道貨物の姫路貨物駅も兼ねており、大規模なコンテナ輸送が可能な一大物流拠点でもある。本区域に近接する準工業地域及び約 1 km の距離にある工業地域には、製造業の工場や倉庫が多数立地しており、産業集積地になっている。

当市は、総面積の約 20% が市街化区域であり、そのうち、工業系用地地域は約 30%、住居系用地地域は約 64% となっている。しかしながら、市街化区域内ではそれぞれの用途での土地利用が進んでおり、企業立地に適した大規模開発が可能な一団の平地となっている土地を新たに確保することができない状況である。

【対象施設】

上記立地条件と、本基本計画 5（１）に掲げる「姫路市の鉄鋼業、業務用機械器具製造業、電気機械器具製造業、化学工業等の集積を活用した成長ものづくり分野」での稼ぐ力を向上させ、成長性の高い新事業への参入を後押しするとともに、生産性改革を進め、質の高い雇用の創出を行うという目標を踏まえ、以下の施設について、立地の必要性を認めることができる。

- ・工場、研究施設又は物流施設

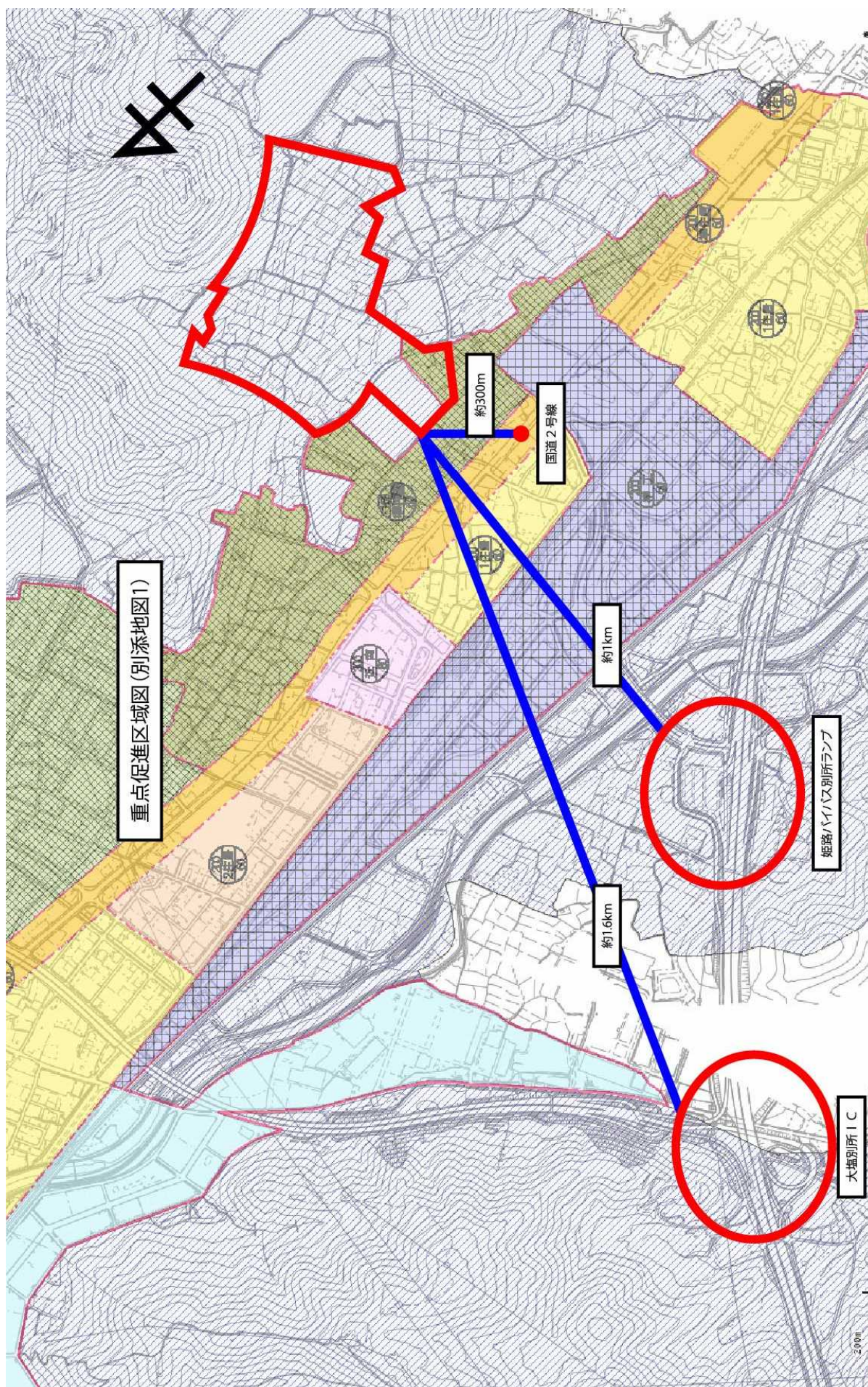
現在本市では、国内でも有数の電気機械器具メーカーが多数立地している。また、本区域は交通の結節点である姫路バイパス別所ランプに近接するという地域特性がある。それらを生かしつつ、成長ものづくり産業における強靱なサプライチェーンを構築する

ために必要な電気部品の重要装置である半導体関連の工場や研究施設、物流施設の立地を促進する必要がある。以上のことから、当該施設は地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針第1へ(3)②(v)に該当するものである。

10 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から令和10年度末日までとする。

「兵庫県姫路市基本計画」に基づき法第11条第3項の規定による同意（法第12条第1項の規定による変更の同意を含む。）を受けた土地利用調整計画に関する変更の同意及び法第13条第4項の規定による承認（法第14条第3項の規定による変更の承認を含む。）を受けた承認地域経済牽引事業計画に関する変更の承認及び承認の取消しについて、当該同意基本計画の失効後も、なお従前の例による。





- 重点促進区域
- 土地利用調整区域

